平成20年度中小企業者に関する国等の契約の方針Ⅱ-(3)の

## 「官公需適格組合」とは

官公需適格組合制度は、官公需の受注に際して中小企業者の自主的努力を支え るため「昭和42年度中小企業に関する国等の契約の方針」に基づいて、国等が発 注に際して中小企業者の組合等の活用を積極的に行えるよう便宜を図るために制 度化されたものです。

官公需適格組合は、共同受注したものを完全に納入できる十分な体制・経営基 盤が整備されている組合として中小企業庁(山梨県の場合は関東経済産業局) が証 明するものです。

この証明を受けられる組合は、中小企業者が組合員である事業協同組合、企業 組合、協業組合等で以下の基準を満たしていることが条件になっています。

官公需適格組合の証明を得ようとする組合は、官公需の共同受注にあたって、 人材・財政的に整備を行い、実施体制や今までの実績、組合の資産状況などを検 討した上で申請書を作成し、中小企業団体中央会の「内容事実確認」を受け、所 轄の経済産業局に提出します。申請を受けた経済産業局では「官公需適格組合証 明基準」にのっとり事実確認を行い、証明基準に適合した組合にのみ証明をする ことになっています。

## 物品・役務関係の証明基準

- 基準1 組合が、組合員の協調裡に円滑に行われていること
- 基準2 官公需の受注について熱心な指導者がいること
- 基準3 常勤役職員が2名以上いること
- 基準4 共同受注委員会が設置されていること
- 基準5 役員と共同受注した案件を担当した組合員が連帯責任を負うこと
- 基準6 検査員を置くなど検査体制が確立されていること
- 基準7 組合運営を円滑に行うに足りる経営的収入があること

## 工事関係の証明基準 (上記に加えて)

- 基準8 共同受注事業を1年以上行っており相当程度の受注実績があること
- 基準9 工事1件の請負代金の額が1,500万円(電気、管工事等は500万円)以上 のものを受注しようとする組合は、常勤役員が1名以上、常勤職員が2名 以上おり、 その役職員のうち2名は受注しようとする工事の技術者であること
- 基準10 共同受注した工事の施工等について共同施工(自社施工)又は分担施工(経常JV ・乙型)の施工体制をとり、組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をすると 共に、総合的な企画および調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工 事全体が契約通りに施工される体制があること

このような組合が全国に860組合(平成20年3月末現在)あります。

業種では 物品関係・・・石油、繊維製品、印刷等 220組合

> 役務関係・・・設計、自動車整備、運輸、建物サービス等 388組合

> 工事関係・・・土木、建築、管、造園等 252組合